

会員規約

【定義】

第1条

1. 本会の名称は、「ミートアットインドアゴルフレンジ」と称し、本規約を承認し、本規約に基づく諸手続きを行った者（法人含む）を本会員と称する。
2. 本規約によって定める条項は、本会に適用される。

【目的】

第2条

本会は、本会員が本会の施設を利用して、ゴルフ技術の向上、健康の維持・増進を図り、本会員相互の交流及び親睦を深め、品位あるゴルフライフをエンジョイする事を目的とする。

【所在地】

第3条

本会は、東京都大田区東糀谷 2-7-2 excellenza 1 階を所在地とする。

【管理運営】

第4条

本会の施設は「株式会社リンクアライブ」（以下「会社」という）が経営し、管理運営にあたる。

【会員制度】

第5条

1. 本会は会員制とする。
2. 本会の施設の利用範囲、条件及び特典については別に定める。

【入会資格】

第6条

本会の入会資格は、以下の通りとする。

- ① 暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員でない方
- ② 刺青(タトゥシールを含む)のない方。但し、会社が認める場合を除く
- ③ 伝染病、その他、他の方や施設スタッフに伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
- ④ 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有しない方。但し、会社が認める場合を除く
- ⑤ 医師から運動を禁じられていない方
- ⑥ 妊娠されていない方

会員規約

⑦ 本規約及び本会の細則を遵守しない方

【会員資格】

第7条

本会に入会希望の場合は、本規約を承認し本規約に基づく諸手続きを行い、規定の料金の納入により、合意した期日から会員資格を取得するものとする。

【会員資格譲渡等の禁止】

第8条

本会の会員資格は、本規約に別段の定めのある場合を除き会員に専属するものとし、他に譲渡、貸与等の処分をすることはできない。

【入会金・登録手数料・会費等】

第9条

1. 会員種別毎の入会金、登録手数料、会費等（以下「会費等」という）、支払期限、支払方法等は別に定める。
2. 本会員は、本会の定める会費等を所定の方法で支払わなければならない。
3. なお、会費等は本会員が本会員資格を有する限り、本会の施設を利用しない場合でも支払い義務が発生する。
4. 一旦納入した会費等は、本規約または法令に定めがある場合を除いて、これを返還しない。
5. 会費等に賦課される消費税等は会員の負担とする。

【会員種別の変更】

第10条

会員種別の変更を希望する場合、各月の10日までに別に定める変更手続きを行う行うことにより、翌月から会員種別を変更することができる。

【退会】

第11条

1. 本会員は、本会員の都合により退会を希望する場合、各月の10日までに別に定める退会手続きを行うことにより当該月の末日をもって退会することができる。各月の11日以降に退会手続きが行われた場合は、当該月の翌月の末日をもって退会とする。
2. 退会を手続きを行う本会員に会費等の未納がある場合、当該本会員は、退会手続きと同時に未納会費等を完済しなければならない。

会員規約

【ビジターの利用】

第12条

1. 会社は本会の入会を検討している者及びその他会社が認めた者（以下「ビジターという」）に、本会の施設を利用させることができる。
2. ビジターは、別に定める施設利用料を支払うものとする。

【諸規則の遵守】

第13条

1. 本会員及びビジターは本会施設の利用にあたり、本規約及び別に定める本会施設内の規則、利用ルール等の諸規則（以下「本規則等」という）を遵守しなければならない。
2. 本会員は、本会の施設内及び周辺において、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - ① 酒気を帯びての入店
 - ② 予約時間外の施設利用
 - ③ 他の会員の施設利用を妨げる行為
 - ④ 施設スタッフの指示に反する行為
 - ⑤ 他の会員を含む第三者（以下「他の方」という）や施設スタッフ、本会、会社を誹謗、中傷する行為
 - ⑥ 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束したりする等の暴力行為
 - ⑦ 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞いだり、唾を吐いたりする等の威嚇行為や迷惑行為
 - ⑧ 物を投げたり、壊したり、叩いたりするなど、他の方や施設スタッフが恐怖・畏怖・困惑を感じる危険行為や迷惑行為
 - ⑨ 本会の施設・器具・備品の損壊や持ち出し
 - ⑩ 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけたりする等の行為
 - ⑪ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束・束縛する等の迷惑行為
 - ⑫ 痴漢、のぞき、露出等の違法行為や迷惑行為
 - ⑬ 刃物など危険物の施設内への持ち込み
 - ⑭ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
 - ⑮ 動物の施設内への持ち込み
 - ⑯ 本会の秩序を乱す行為
 - ⑰ その他法令または公序良俗に反する行為、会社が会員としてふさわしくないと認める行為
3. 本会員が前項各号のいずれかに違反した場合、会社はその会員を退店させる等その会員の施設利用を禁止することができる。

会員規約

4. 本会員は、第 6 条第 1 項乃至第 6 号のいずれかに該当するに至った場合、または該当する可能性が生じた場合、直ちに会社に届け出るものとする。

5. 前項の届出を怠ったため、会員が事故を起こし、あるいは損害をこうむった場合には、会社はその責を負わない。

6. ビジターは第 12 条により本会施設を利用する際、第 2 項各号に基づき負担する義務と同一の義務を負うものとする。

【損害賠償責任免責】

第 14 条

1. 本会員の責に帰する事由により本会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責を負わない。

2. 本会内で発生した盗難、傷害その他の事故については、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負わないものとする。

3. 本会員間に生じたトラブルについては当事者間にて解消するものとし、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負わない。

【会員等の損害賠償責任】

第 15 条

本会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その本会員が賠償の責を負うものとする。

【会員資格喪失】

第 16 条

1. 本会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、以後、会員としての如何なる権利をも喪失する。

① 第 11 条に従い退会した場合

② 本規則等に違反した場合

③ 会費等の支払いを怠った場合

④ 会社に対し虚偽の申告・申出・届出等をしたことが判明した場合

⑤ 第 6 条第 1 項乃至第 6 号のいずれかに該当することを偽って施設を利用した場合または該当することとなった場合

⑥ 第 13 条第 3 項に基づく退店指示を繰り返し受けた場合

⑦ 前各号の他、会社が本会員としてふさわしくないと認めた場合

2. 経営上やむを得ない事由により本会施設を閉鎖した場合、当該時点にて本会員は会員資格を喪失するものとする。

3. 本会員が前項により会員資格を喪失した場合、会社は、受領済みの会費から会社所定の

会員規約

方法により計算した既経過期間に相当する部分の会費を控除した残額がある場合は、これを遅滞なく会員に返還し、その他の入会金、登録手数料等については返還しないものとする。

【施設の一時的閉鎖・一時的休業】

第 17 条

1. 次の各号に該当する場合、会社は本会施設の全部または一部の閉鎖、若しくは休業をすることができる。その場合、第④号または第⑤号を除き、1 週間前までにその旨を告知する。

- ① 別に定める定休日及び季節休業等による場合
 - ② 会社が特別行事を開催する場合
 - ③ 施設の増改築、改修、改装、修繕または点検によりやむを得ない場合
 - ④ 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと会社が判断した場合
 - ⑤ 前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合
2. 前項の告知は、本会施設内の所定の掲示場所に掲示または会社のウェブサイト等に掲載することをもって足りるものとする。
3. 第 1 項の措置により会員の会費等支払い義務は、軽減または免除されない。但し、15 日を超えて閉鎖若しくは休業となる場合または法令に定めのある場合は、その期間に相応する会費を減額する。

【変更事項の届出】

第 18 条

1. 本会員は、氏名、住所、電子メールアドレス等の連絡先、その他入会届記入必須事項に変更があった場合には、速やかに会社が指定する手続きを行うものとする。
2. 会社からの本会員への諸通知等は、本会員から届出があった最新の連絡先宛に行うものとし、第 1 項の届出を怠ったため、会社からなされた諸通知等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

【諸会費の変更】

第 19 条

1. 会社は、第 9 条に基づいて本会員が負担すべき会費等を変更することができる。但し、会費については、2 ヶ月前までに本会員に告知するものとする。
2. 前項の告知は、本会員が会社に届出た連絡先宛に通知し、かつ本会施設内の所定の掲示場所に掲示することにより行うものとする。

【規則等の改定】

第 20 条

1. 会社は、必要に応じて合理的な範囲で本規則等の改定を行うことができる。なお、改定

会員規約

した本規則等の効力は全本会員に及ぶものとする。

2. 会社は、本規約の改定を行うときは、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、効力発生日の 1 ヶ月前までに本会施設内に掲示、会社のウェブサイトへ掲載、または、その他の適宜の方法により、これを本会員に告知するものとする。

2022 年 8 月 1 日施行